

2026年4月14日

学生の皆さんへ

学生課厚生係

「1科目登録者」としての減免について

2026年度南山大学学生生活案内26ページに記載されている、「1科目登録者」としての減免については各クォーターの授業期間最終日の時点で対象者を確定します。確定後に対象となる方には各クォーターにおける授業料・施設設備費および後援会費の2分の1に該当する金額を返金いたします。

- ①8学期(4年)まで在学した学生で9学期以降に1科目以内の履修登録をした学部生
- ②4学期(2年)まで在学した学生で5学期以降に1科目以内の履修登録をした修士課程・博士前期課程・専門職学位課程の大学院生
- ③6学期(3年)まで在学した学生で7学期以降に1科目以内の履修登録をした博士後期課程の大学院生

注意事項

- ・履修中止申請によって1科目以内の履修登録となった場合は、「1科目登録者」としての減免の対象外となります。
- ・休学した期間は在学期間としてカウントされません。
- ・一旦全額納入した後、該当金額が返還されます。学生納入金引落とし日には全額の納入が必要です。
- ・対象者は学生課で判定をいたしますので手続や申請書類等はありません。対象者には返還額・返還日の記載のある一科目減免返還通知を郵送いたします。

以上

《本件に関する問い合わせ先》

南山大学 学生課 厚生係

Phone : 052-832-3118

E-mail: kousei-kakari@nanzan-u.ac.jp

窓口時間 : 月曜～金曜 9:00～17:00